

公 告

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きについて

「住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約」に基づき、住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する公告を行います。

[対象組合員]

2015年11月に生協からの所在確認の通知書に対して回答がなく、2016年6月に再度通知を出しましたが住所不明で葉書が戻ってきた組合員と2回とも回答がなかった組合員で5年以上、利用・増資・減資・住所変更がなされていない組合員が対象になります。

[公示期間]

2017年1月5日～2017年2月15日

[対象組合員の名簿閲覧と問い合わせ]

上記期間、あいコープみやぎの日の出町本部センターで住所不明組合員の確認が出来ます。対象者名簿は組合員及び組合員と同一生計を営む家族のみ閲覧が可能です。

住所確認のとれた方については、「みなし自由脱退」の対象者から除外させていただきますので、引き続き生協の利用が可能です。

[閲覧後の処理]

本公示期間終了後、所在が確認出来なかった組合員については「みなし自由脱退者」として、生活協同組合あいコープみやぎ定款10条により理事会で確認を行い、次の総代会に報告します。

[みなし自由脱退処理後の対応]

「みなし自由脱退」処理後であっても、当該組合員本人から申し出があれば、組合員としての権利は復活し、出資金は2016年12月末日の残高で組合員名簿に登録します。なお、出資金の「払い戻し請求」があれば、出資金残高額を返還致します。

[名簿閲覧申し込み・問い合わせ窓口]

022-284-7241 総務部経理課

2016年12月31日

生活協同組合あいコープみやぎ
理事長 高橋 千佳